



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月25日(金) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

- 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ振興課) 2
- 群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則(介護高齢課) 2
- 群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則(廃棄物・リサイクル課) 4
- 群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域企業支援課) 8

教育委員会規則

- 群馬県立学校の入学科等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(管理課) 11
- 群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課) 11
- 群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部を改正する規則(同) 11

規 則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第十六号

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十六年群馬県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「別表第五」の下に「又は別表第六の二」を加える。

第十三条第一項第一号及び第二号中「別表第五」の下に「又は別表第六の二」を加え、同項第三号及び第四号中「又は別表第六」を「から別表第六の二まで」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第十七号

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則（平成二十四年群馬県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改める。

第四条第一項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改める。

第五条第一項及び第六条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改める。

第七条第三項中「附則第四条第三項各号」を「附則第十一条第三項各号」に改める。

第八条第一項中「附則第四条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同条第三項中「附則第五条第一項」を「附則第十二条第一項」に改める。

第十二条中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改める。

第十五条第一項中「附則第九条第一項」を「附則第十六条第一項」に、「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に改める。

第十六条第一項中「附則第十一条」を「附則第十八条」に、「附則第八条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改める。

第十七条第一項中「附則第十二条第一項後段」を「附則第十九条第一項後段」に改める。

第十八条中「附則第十三条」を「附則第二十条」に改める。

別記様式第一号中「印」を削り、「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」とし、「附則第20条第2項」を「附則第27条第2項」と改める。

別記様式第二号中「印」を削り、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」と改め、「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」を削り、「及び国家戦略特別区域法（第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）」を「、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。））、公認心理師法、民間あ

つせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」と改める。

別記様式第三号中「印」を削る。

別記様式第四号備考2中「喀痰吸引及び経管栄養の全て」とを「喀痰吸引等のうち省令第1条各号に掲げる全ての行為」とし、「口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び嘔吐」又は腸ろうによる経管栄養」とを「省令第1条各号に掲げる行為」と改め、「各喀痰吸引等行為」とを「喀痰吸引等のうち省令第1条各号に掲げる行為」と改め、別記様式第五号から別記様式第七号までの表記中「印」を削り、「附則第20条第1項」と「附則第27条第1項」を「附則第20条第2項」と「附則第27条第2項」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「附則第4条第2項」を「附則第11条第2項」に改め、「印」を削り、

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」を

「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」とし、「附則第4条第3項各号」と「附則第11条第3項各号」に改める。

別記様式第十号中「印」を削り、

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」を

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」に改める。

別記様式第十号中「印」を削り、

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」を

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」に改める。

別記様式第十号中「印」を削り、

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」を

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」に改める。

別記様式第十号中「印」を削り、

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」を

「

生年月日	年	月	日
性 別	男	・	女

」に改める。



のうち省令第 1 条各号に掲げる行為」及び「附則第 7 条各号」や「附則第 1 4 条各号」及び「附則第 8 条第 1 項各号」や「附則第 1 5 条第 1 項各号」及び「印」  
 民記様式録三十二号中「附則第 7 条各号」や「附則第 1 4 条各号」及び「印」  
 や「印」及び「第 7 条 次」や「第 1 4 条 次」及び「附則第 1 6 条」や「附則第 2 3 条」及び「附則第 4 条第 3 項第 3 号及び第 7 条第 2 号」や「附則第 1 1 条第 3 項第 3 号及び第 1 4 条第 2 号」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「精神保健福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「平成 2 2 年度等における子ども手当の支給に関する法律」の次に「、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や「及び国家戦略特別区域法（第 1 2 条の 4 第 1 5 項及び第 1 7 項から第 1 9 項までの規定に限る。）」や「、国家戦略特別区域法（第 1 2 条の 5 第 1 5 項及び第 1 7 項から第 1 9 項までの規定に限る。）」や「、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」である。

民記様式録三十号中「印」や「印」及び「附則第 8 条第 1 項第 1 号」や「附則第 1 5 条第 1 項第 1 号」及び「附則第 8 条第 1 項第 2 号」や「附則第 1 5 条第 1 項第 2 号」及び「附則第 8 条第 1 項第 3 号」や「附則第 1 5 条第 1 項第 3 号」である。  
 民記様式録三十一号中「印」や「印」及び「附則第 4 条第 2 項」や「附則第 1 1 条第 2 項」及び「附則第 9 条第 2 項」や「附則第 1 6 条第 2 項」及び「附則第 6 条」や「附則第 1 3 条」及び「喀痰吸引及び経管栄養の全て」や「喀痰吸引等のうち省令第 1 条各号に掲げる全ての行為」及び「口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」や「省令第 1 条各号に掲げる一部の行為」である。  
 民記様式録三十一号中「印」や「印」及び「附則第 4 条第 2 項」や「附則第 1 1 条第 2 項」及び「附則第 9 条第 2 項」や「附則第 1 6 条第 2 項」及び「附則第 6 条」や「附則第 1 3 条」及び「喀痰吸引等行為」や「喀痰吸引等のうち省令第 1 条各号に掲げる行為」である。  
 民記様式録三十三号中「印」や「印」及び「附則第 4 条第 2 項」や「附則第 1 1 条第 2 項」及び「附則第 1 1 条」や「附則第 1 8 条」である。  
 民記様式録三十四号中「印」や「印」及び「附則第 4 条第 2 項」や「附則第 1 1 条第 2 項」及び「附則第 1 2 条第 1 項後段」及び「附則第 1 9 条第 1 項後段」である。  
 民記様式録三十五号中「印」や「印」及び「附則第 4 条第 2 項」や「附則第 1 1 条第 2 項」及び「附則第 1 3 条」や「附則第 2 0 条」及び「痰吸引及び経管栄養のすべて」や「喀痰吸引等のうち省令第 1 条各号に掲げる全ての行為」及び「口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」や「省令第 1 条各号に掲げる一部の行為」及び「各喀痰吸引等行為」や「喀痰吸引等のうち省令第 1 条各号に掲げる行為」である。

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定により提出され、又は交付されている申請書等は、改正後の群馬県社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則をここに公布する。  
 令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十八号

群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則

(趣旨)  
 第一条 この規則は、群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例（令和四年群馬県条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)  
 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(滞納処分に関する事務の委任)  
 第三条 処分等措置費用及び条例第三条第一項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者（以下「徴収職員」という。）に委任する。

2 徴収職員には、徴収職員証票（別記様式第一号）を交付する。

3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(歳入納付)  
 第四条 徴収職員は、滞納処分のため出張を命ぜられた場合において、滞納者が処分等措置費用及び条例第三条第一項の延滞金の納付を申し出たときは、分任出納員としてこれらを収納するものとする。この場合において、収納した処分等措置費用及び条例第三条第一項の延滞金は、出納員に引き継がなければならない。

2 処分等措置費用の滞納処分による公売保証金又は差押物件公売代金等の歳入納付については、群馬県財務規則（平成三年群馬県規則第十八号）の定めるところによる。

(滞納整理票)

第五条 知事は、滞納処分を行おうとするときは、処分等措置費用滞納整理票（別記様式第二号）を作成しなければならない。

(公示送達)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第四項の規

定による公示送達は、県庁及び処分等措置を行う場所を管轄する環境事務所又は環境森林事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

(様式)

第七条 この規則に定めるもののほか、滞納処分に関して必要な様式については、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和三十三年群馬県規則第五十一号)及び群馬県県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の規定の例によるほか、県税の滞納処分の例による。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記様式第1号(規格B8)(第3条関係)

(表面)

第 号		年 月 日交付
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">徴 収 職 員 証 票</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">勤務所名 環境森林部廃棄物・リサイクル課</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">職氏名 _____</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">群 馬 県</p>		

備考 用紙は、厚紙を使用し、中央に群馬県印を押すこと。

(裏面)

<p><b>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)抜粋</b> (代執行)</p> <p>第13条 前条第1項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>一 前条第1項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>二 前条第1項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。</p> <p>三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第1項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。</p> <p>3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定を準用する。</p> <p><b>行政代執行法(昭和23年法律第43号)抜粋</b></p> <p>第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。</p> <p>第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。</p> <p>② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。</p> <p>③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。</p> <p><b>群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則(令和4年群馬県規則第18号)抜粋</b> (滞納処分に関する事務の委任)</p> <p>第3条 処分等措置費用及び条例第三条第一項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者(以下「徴収職員」という。)に委任する。</p> <p>2 徴収職員には、徴収職員証票(別記様式第一号)を交付する。</p> <p>3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

別記様式第2号(規格A4)(第5条関係)

処分等措置費用滞納整理票							
(滞納者の住所・氏名)							
年度	備考						
処分等措置費用	円	納期限		年	月	日	
延滞金	円	督促状を發した日		年	月	日	
計	円	経過する日		年	月	日	
徴収内訳							
年月日	徴収金		延滞金				取扱者
	収入額	未収額	延滞金 計算額	日数	収入額	未収額	
年月日	記事						
証券の種類 記号番号	券面金額	受託年月日	支払期日	納付年月日	備考		
-----							
-----							
-----							

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十九号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一電気電子系の項中

部品直線性試験装置	一時間につき	一五〇円	を
抵抗率測定装置	一時間につき	一〇〇円	
直流標準電圧発生器	一時間につき	一〇〇円	
直流定電圧電源	一時間につき	一〇〇円	を
部品直線性試験装置	一時間につき	一五〇円	
環境計測器	一時間につき	二五〇円	
プラスチック寸法測定器	一時間につき	三五〇円	を
環境計測器	一時間につき	二五〇円	
環境計測器	一時間につき	二五〇円	
同表計測系の項中			に改め、
液体クロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	五、一二〇円	
液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析計	一時間につき	四、九一〇円	
高速液体クロマトグラフ	一時間につき	二、六六〇円	を
同表化学系の項中			

液体クロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	五、一二〇円	に、
光導電性解析装置	一時間につき	二、五〇〇円	
パルスNMR測定装置	一時間につき	二、四五〇円	
光導電性解析装置	一時間につき	二、五〇〇円	に、
熱脱着ガスクロマトグラフ質量分析装置	一時間につき	四、一八〇円	
キャピラリー複合ガスクロマトグラフ	一時間につき	一、二五〇円	
液体クロマトグラフ質量分析用イオン化システム	一時間につき	一、九八〇円	を
ナノ分解微小部表面分析装置	一時間につき	八、六八〇円	
キャピラリー複合ガスクロマトグラフ	一時間につき	一、二五〇円	
同表食品系の項中			に改め、
真空凍結乾燥機	一時間につき	三五〇円	
冷却高速遠心機	一時間につき	二五〇円	
真空凍結乾燥機	一時間につき	三五〇円	を
全自動高圧滅菌器	一時間につき	一〇〇円	
細菌検査用コロー計測装置	一時間につき	一〇〇円	
全自動高圧滅菌器	一時間につき	一〇〇円	に改め
別表第二機械系の項中			

蛍光X線分析	定性分析	一件につき	七、七〇〇円	改め、同表分析の項中	吸水率	一件につき	二、二五〇円	に、	複雑なもの	一件につき	四、四四〇円	に、	複雑なもの	一件につき	二、八六〇円	別表第三試験の項中	材料変形解析システム	一時間につき	一、七二〇円	を
	面・線分析	一件につき	七、七〇〇円			一件につき	二、二五〇円			一件につき	四、四四〇円			一件につき	二、八六〇円			一時間につき	三〇〇円	
に、				を	に				を				に改め							

金属材料の硬さ測定	硬さ分布の測定	一件につき	一、三五〇円	別表第四試験の項中	原子吸光分光分析	一成分につき	五、八五〇円	に、	面分析	一時間につき	二七、一〇〇円	を	X線光電子分光分析	マクロ定性分析	一件につき	一二、〇〇〇円	を
		一件につき	二、七七〇円			一件につき	六、五三〇円			一成分につき	七、三二〇円			マクロ組成解析	一件につき	一七、九〇〇円	
を				に改め	に				を				を				

遮熱性試験	一件につき	二、八七〇円
	一件につき	二、八七〇円
遮熱性試験	一件につき	二、八七〇円
	一件につき	二、八七〇円
遮光性試験	一件につき	一、四三〇円
	一件につき	一、四三〇円
電子顕微鏡撮影	一件につき	五、三三〇円
	一件につき	五、三三〇円
顕微鏡撮影	一件につき	一、三五〇円
	一件につき	一、三五〇円
表面変化試験	一件につき	一、三五〇円
	一件につき	一、三五〇円
電子顕微鏡試験	一件につき	五、三三〇円
	一件につき	五、三三〇円
寸法変化率試験	有機溶剤を使用しないもの	一件につき 九三〇円
	有機溶剤を使用するもの	一件につき 二、六一〇円
寸法変化率試験	一件につき	九三〇円 (有機溶剤を使用うときは、二、六一〇円)
	一件につき	九三〇円 (有機溶剤を使用うときは、二、六一〇円)
織度試験	一件につき	五七〇円
	一件につき	五七〇円
糸の長さ試験	1万メートル以下のもの	一件につき 一、二五〇円
	1万メートルを超えるもの	一件につき 二、二〇〇円
織度試験	一件につき	五七〇円
	一件につき	五七〇円
金属材料の硬さ測定	一件につき	一、三五〇円

別表第五試験の項中

に改め

耐候性試験	カーボンアーク灯試験機によるもの	一件につき 六二〇円
	キセノンアーク灯試験機によるもの	一件につき 一、〇〇〇円
耐候性試験	一件につき	六二〇円
	一件につき	六二〇円
燃焼性試験	一件につき	二、四五〇円
	一件につき	二、四五〇円
油分測定	一件につき	二、八七〇円
	一件につき	二、八七〇円
油分測定	一件につき	二、八七〇円
	一件につき	二、八七〇円
染色試験	一件につき	二、三五〇円
	一件につき	二、三五〇円
染色試験	一件につき	二、三五〇円
	一件につき	二、三五〇円
擦染試験	一件につき	二、七七〇円
	一件につき	二、七七〇円
染色試験	一件につき	二、三五〇円
	一件につき	二、三五〇円
接触冷温感試験	一件につき	一、三五〇円
	一件につき	一、三五〇円
風合い試験	一件につき	一、七六〇円
	一件につき	一、七六〇円
洗濯処理試験	一件につき	一、三五〇円
	一件につき	一、三五〇円
温湿度試験	一件につき	一、三一〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに加えた額)
	一件につき	一、三一〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに加えた額)
同表加工の項中	一件につき	一八、一〇〇円
	一件につき	一八、一〇〇円
抗菌性試験	一件につき	一八、一〇〇円
	一件につき	一八、一〇〇円
抗ウイルス性試験	一件につき	五二、五〇〇円
	一件につき	五二、五〇〇円

に改め

製織 の織物	織物幅が五〇センチメートル未満	一件一、〇〇〇 〇杼につき	三〇〇円
	織物幅が五〇センチメートル以上	一件一、〇〇〇 〇杼につき	三五〇円
ニット編み		一件一メートルにつき	一、一〇〇円
ニット編み		一件一メートルにつき	一、一〇〇円
セツト加工		一件につき	三、三五〇円
セツト加工		一件につき	三、三五〇円
糸のコーティング加工		一件一、〇〇〇メートルにつき	四、〇七〇円
溶液調製		一時間につき	二、五六〇円
組織分解		一件一完全の組織点が五〇個につき	五一〇円
設計		一件につき	六、一七〇円
組織分解		一件一完全の組織点が五〇個につき	五一〇円

改め、同表分解及び設計の項中

改め、同表デザインの調整の項を削る。

附則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

■教育委員会規則

群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則(平成二十二年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。  
 第九条第二号中「保護者」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。)」その他の県立学校に在学する者の就学に要する経費を負担すべき者」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第九号

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立高等学校管理に関する規則(昭和四十二年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
 第十五条及び第十六条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。  
 第五十一条第三項中「保護者」の下に「その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第十号

群馬県立中等教育学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立中等教育学校管理に関する規則(平成十五年群馬県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に、「総合的な学習の時間のねらいを基準」を「総合的な探究の時間のねらいを基準」に改める。

第十五条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

第四十七条第三項中「保護者」の下に「その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---